

平成29年度 第3回 練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 平成29年11月24日（金）午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 練馬区役所 本庁舎1902会議室

3 出席者

委員 明田委員、榎本委員、菊地委員

区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、建築担当5係長、道路公園課長、計画課長、維持保全担当課長（道路公園課長が兼務）、学務課長、学務課管理係長、庁舎管理係長、光が丘図書館長、事業統括係長、子育て支援課長、児童施設係長、施設給食課長、少年自然の家・学校保健係長、障害者施策推進課管理係長、大泉学園町福祉園長、契約係長、同係職員

4 議事

(1) 前回議事録の確認（資料1）

(2) 審議案件

① 平成29年度前期入札案件の参加資格設定経過等について

・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）

・工事契約一覧（資料3）

・物品契約一覧（資料4）

・委託等契約一覧（資料5）

・設計・測量等契約一覧（資料6）

(3) 報告事項

① 平成29年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7, 8, 9）

② 公共工事における入札・契約制度の見直しについて（資料10）

(4) その他

次回開催日程について

5 会議の内容

■前回議事概要

全委員了承

■平成29年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

当番委員が抽出理由を説明

●案件1 練馬区立下石神井小学校校舎等改築機械設備工事

（事務局）

資料2—1、3ページをご覧いただきたい。審議案件の1番「練馬区立下石神井小学校校舎等改築機械設備工事」についてである。

本件は、老朽化した校舎等の改築を行う工事である。このほかに、9ページの建築工事（契約金額約23億2千万円）と11ページの電気設備工事（契約金額約3億7千万円）を別途発注している。いずれの工事も予定価格が1億8千万円を超えるため、議会の議決を要する工事

案件になっている。

5ページに戻っていただき、公告書の「5入札参加条件」をご覧いただきたい。

本件は、高額な機械設備工事であるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の三者を構成員とする建設共同企業体（JV）による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位者は共同運営各付けがAランクの区内業者または共同運営各付けがAランク 200位までの区外業者、第二順位者および第三順位者は、共同運営各付けがAまたはBランクの区内業者であることなどを入札の参加条件としている。

3ページの入札経過調書に戻っていただきたい。入札には4つのJVが参加し、開札の結果、2つのJVが辞退、残る2つのJVが応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた、泉幸・折茂・横田建設共同企業体が4億5千3百66万円（税込4億8千9百95万2千8百円）で落札した。落札率は99.95%である。

次に13ページをご覧いただきたい。過去の機械設備工事の大規模案件と関連工事の落札率等についてまとめた資料である。

過去の案件においては、上から4つ目の網掛け「練馬区立大泉東小学校校舎等改築機械設備工事」が本件に次ぐ落札率の高さである。しかし、ほかの機械設備工事、この表の業種で言うと空調工事の落札率は、各年度の一般競争入札における平均落札率以下か、同水準となっている。

また、本件において、落札率を押し上げる特別な要素は見当たらないが、落札率が高まった理由としては、本件のような大型案件では、現場代理人や技術者の兼任が認められないことがある。

また、学校改築は工期が長いことから、長期に渡って技術者が拘束されることも挙げられる。加えてJVの構成者数が多いことなどが考えられる。しかし、いずれも決定的な理由ではないものと考えている。

したがって、本件の落札率が高いのは、落札事業者が積算したところ予定価格に近い金額となり、その額で応札したところ、2つのJVが辞退したことで、結果として落札できたということが実態ではないかと考えている。

なお、15ページから19ページまでが議会資料となるのでお目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

質問、意見等があれば伺いたい。

（委員）

空調工事であるがために落札率が高くなっているわけではないということの良いか。工事の内容によるということか。

（事務局）

その通りである。

（委員）

そうすると、11ページのところに電気工事があるが、こちらの落札率が意外に低かったということも、特別な事情があるということではなく、業者の積算の結果という理解で良いのか。

（経理用地課長）

全体的な傾向で言うと、電気工事は建築工事や機械設備工事に比べて、落札率が若干低い傾向にある。平成28年度で言うと、1年間で建築は大体92%台である。機械設備は若干高く94%弱だが、電気は90.65%ということで全体的にも若干低い傾向がある。

また、今回の下石神井の機械設備工事については、2者辞退があった。辞退の理由について、1者は検討の結果辞退ということで具体的なところは聞けなかったが、他の1者については、予定価格超過というのが辞退の理由である。2者が予定価格に非常に近い金額、1者が予定価格超過ということなので、少なくとも4者のうち3者は予定価格に非常に近い金額に積算としてなったという風に考えている。

（委員）

ほかに何かあるか。

（委員）

上位1、2の2者とも非常に金額が接近しているので、どうしてなのかという疑問はあるが、今の説明を聞いて納得している。

（委員）

それではこちらの案件については、適正に契約が執行されているという判断で良いか。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件2 平成29年度 練馬区立小中学校老朽化黒板取替および貼替工事

（事務局）

資料2-2、21ページをお願いしたい。

審議案件の2番、平成29年度 練馬区立小中学校老朽化黒板取替および貼替工事についてである。

本件は、各小中学校の黒板のうち、原則として設置から10年以上経過し、状態が悪く更新希望があるものから、取替・張替の工事を毎年行っているものである。

次に23ページの公告書をご覧いただきたい。

本件は、区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

なお、本件の施工内容は、取替・張替ともに、各教室のサイズ・規格に合わせる必要があり、特殊で技術力を要することから、内装仕上工事として発注しているものである。

21ページの入札経過調書にお戻りいただきたい。

入札には6者から参加申請があり、開札の結果、1者が辞退、5者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた立花建設株式会社が、1千2百59万8千円（税込1千3百60万5千8百40円）で落札した。落札率は85%である。

落札率が低い理由としては、予定価格を、例年の実績額の平均と、見積額により設定していること。また、予定価格の内、物品の占める割合が高いことから、最低制限価格を低めに設定しているため、最低制限価格未滿で失格となる事業者が出にくいことが理由として考えられる。

なお、本件工事の過去の落札率の平均は、85.7%となっている。

次に、工事の品質については、工事着手前に、黒板のカットサンプルを確認する、区職員が現場に立ち会う、黒板の表面材について、メーカーの出荷証明書および品質保証書の確認をする、5年間の無償保証期間をつけさせることなどにより確保している。

説明は以上である。

（委員）

質問等はあるか。

（委員）

価格が低く抑えられたという事情は大体わかった。過去の平均落札が85%ぐらいということになると、予定価格が高過ぎるということにはならないのか。

（学務課長）

まず、今回の事業者については、区内事業者ということで相手方を選んでいる。

黒板については、表面に張る黒板本体と工事に分かれているが、本体の方が割合として大きい。しかしながら、区内事業者には黒板のメーカーが存在しない状況である。したがって、区内事業者は工事のみを行い、その上で、下請で黒板本体をほかの業者から仕入れてくるという形になる。そういったことがあり、価格の設定の仕方が難しい部分が業者の方にあるのではないかと推察している。

（委員）

一つ伺いたい。入札が適正かどうかという話からは外れるが、ホワイトボードでは金額的に高いということになるのか。ランニングコストも含めての話である。

（学務課長）

小中学校においては、基本的に教育上、指導上の必要性から黒板が標準となっている。

学校教育法の定めがあるわけではなく、先生方が指導を行う際の利便性があるからということが理由である。

利便性という理由の中でも大きなものとして、国語において漢字や平仮名、片仮名といったものを教える際に、ホワイトボードにペンで書くよりも、黒板にチョークで書く方が、字のとめやはね、あるいは、はらいといったことを表現しやすいということがあり、国語学習に大変重要な意味を持っている。

また、学校の教室の構造も影響している。子どもたちは黒板に対して、幅広く席を置いて黒

板を眺める形になるので、黒板を斜めから見る子どもたちについても考えなければならない。

そうすると、ホワイトボードの場合には光の反射によって見えづらいということがおきるので、黒板の方が子どもたちにとっても見やすいということである。

このような事情があり、学校の教室には基本的に黒板を使っているということになる。

例外として、1クラス単位で授業を行うもののほかに、算数等で進度別に小さいグループを作って勉強するということがある。この場合には、可動式のホワイトボードを使うことがある。

(委員)

理解した。

(委員)

黒板の取替・張替工事というのは、毎年度あるものなのか。

(学務課長)

毎年度行っている。黒板については、基本的な考えとしては学校に設置してから10年以上たっていて、大きく劣化が見られるものについて、更新作業という形で行うのがこの工事の内容となる。

昔設置された古い型の黒板と、最近の新しい形の黒板というものがある。この二つの違いを言うと、古い型の黒板だと枠を含めて全て取りかえなければいけないが、新しい形の黒板については、基本的には枠はつけたままで、表面のシートだけを変える形のものがある。

現在、小中学校においては、ざっとだが、半々ぐらいで混在しているような状態があり、取りかえのときに古いものであれば新しいものに変え、次からは比較的、表面だけを変えればよい形にするということで、コストダウンを図っている状況である。

(委員)

理解した。そうすると、黒板メーカーから見積もりをとれば、ある程度物品の費用というのはわかると思う。残りが工事ということだが、そうすると、委員が質問しているように、区の見積価格と落札価格というのは、そう違わないのではないかという懸念があるが、いかがか。

(事務局)

通常の工事だと、最低制限価格の設定は、直接工事費、共通仮設費等々、国土交通省が定めている中央公契連モデルというものがあり、そちらに率を乗じて算出しているというのが工事の一般的な手法である。

なぜ、その手法をとらないのかという理由については、区の内部の話になるが、工事主管課への執行委任でやっている工事ではなく、学務課が直接工事を行う案件だということがある。

したがって、中央公契連モデルをそもそも使うことができない。

先ほど話したように、最低制限価格は、見積額とこれまでの実績額により設定しているところである。ただ、まだ若干予定価格の見直しの余地はあるというのはご指摘のとおりなので、発注する際には、予定価格の積算について精度をさらに高めていきたいと考えているところである。

（経理用地課長）

本件について、最低制限価格を低めに設定していることを考えると、確かにトータルで見積もりを取るという方法もあるが、例えば黒板の本体について見積もりをとって、それがどれぐらいなのかということをお案して、予定価格を設定するという方法もあるとは思う。

ただ、その辺について、どのくらいまで抑えたらいいかということを見極めるのはなかなか難しい部分もあると思うので、どういう見方があるかということも含めて、今後とも検討していきたい。

（委員）

確かに積算については、あまり低く見積もると不調になることも考えられるため、難しい点もあると思う。本件については、特に問題はないと思うが、適切な積算を行うことについては、今後とも十分留意してほしいと思う。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件3 街路新設（街築・舗装）工事（補助232-I-1期、132-III期）

（事務局）

資料2-3、29ページをお願いしたい。

審議案件の3番、街路新設（街築・舗装）工事（補助232-I-1期、132-III期）についてである。本件は、都市計画道路として、東京都から、今後10年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線」と認定されたため、石神井町三丁目地内に街路を新設する工事である。

次に31ページの公告書をご覧いただきたい。

本案件は、予定価格が1億円以上の一般土木工事となるため、練馬区建設工事の入札参加資格等に関する要綱等に基づき、共同運資格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

29ページの入札経過調書にお戻りいただきたい。

入札には5者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退、1者が不参、残る2者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた株式会社関谷舗道が、1億4千3百90万円（税込1億5千5百41万2千円）で落札した。落札率は99.99%である。

次に33ページの案内図をご覧いただきたい。高落札率となった理由についてである。

本件の工事場所は、石神井公園駅南側、商店街およびバス通りに面した交通量の多い場所となっている。交通量の多い現場での道路工事は、夜間工事もあり、警備員や作業員の確保が困難なほか、苦情対応や区・警察との協議も多くなるため、事業者からは敬遠される傾向にある。

したがって、企業努力で価格を下げにくい工事と考えられる。

そのため、予定価格であれば落札したいと考えた事業者が、予定価格と同額ではなく引きになる可能性もあるため、予定価格を若干下回る額で応札し、100%に近い額で落札したものと考

えられる。

加えて、本件入札日の前後1週間に、区発注の土木工事の入札が9件あったため、事業者が分散し、競争性が働きづらい状況にあったことも理由として考えられる。

なお、辞退・不参の3者は、いずれも別工事を落札しているものである。

説明は以上である。

(委員)

説明は終わったので、質問等があればお願いしたい。

(委員)

そうすると、この時期にたまたま幾つか同じような工事が重なってしまったということと、こちらの工事については事業者から敬遠される傾向があるため価格が下がりづらいということか。

(経理用地課長)

これまでも、区の落札率は大体91%台前半であり、一部案件によって高落札率のものがあるということをお話してきた。土木関係の工事で高落札率が多いのが、商店街の中を通っている道路であるとか、夜間工事があるとか、工事の内容そのものというよりは、現場管理が難しいような条件のところである。そういうものについては、今回に限らず、例年落札率が高い傾向にあり、中には応札が1者で落札率が100%というものもあった。

今回のような難しい状況にある工事については、このような落札結果がこれまでも出ているところである。

(委員)

工事以外の部分で、いろいろ手間のかかる部分が多いということか。

(経理用地課長)

商店街となると人がたくさん往来するため、現場の管理が非常に難しい。あと、夜間工事もあるということになると、どうしても交通整理等に通常よりも人手を多く割かなければならない事情もあり、なかなか金額が下がらないということがあると思う。

(委員)

そのような事情を勘案すれば、関谷舗道と2番目の丸益の入札金額が1万円しか変わらないということについても、この2者の間で何かやりとりがあったかどうかとか、そこまでは別に考えるべき事案ではないというふうに受け取って良いか。

(経理用地課長)

基本的には、案内のとおり電子入札を行っているため、事業者には自分のところ以外にどこが手を挙げているかということや、全体で何者あるかということについてはわからない仕組みになっている。

前に話したように、参加募集の段階で0者とか1者の場合は中止になるため、入札が成立した段階で自分以外に少なくとも1者以上は手を挙げているということはわかるが、それ以上はわからない仕組みになっているので、2者間のやりとりといったことはないと考えている。

また、このような案件は、先ほども申し上げたように、過去にも結果的に落札1者で100%という例がある。ただ、同じようなことを考えている業者がほかにいる場合、入札金額が同額になるとくじ引きになるので、若干金額を下げたのではないか。そこは、それぞれの企業の判断だと考えている。

(委員)

わかった。

(委員)

難しい状況の工事であるということだが、そうすると、区の積算の上でも、そういう状況を考慮して金額を出すという方法をとっているのか。

(道路公園課長)

当然、先ほど言った不安要因等については、適正に積み上げている。

なので、設定金額以外に、商店街との調整等の管理が大変だということで敬遠されがちだということになっている。

(委員)

わかった。それでは、この件については適正に執行されていると見受けられるが、よいか。

(異議なし)

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件4 練馬区役所電話設備更新工事

(事務局)

資料2-4、35ページをお願いしたい。

審議案件の4番、練馬区役所電話設備更新工事についてである。契約方法は、電通工業株式会社との特命随意契約である。

37ページの仕様書をご覧いただきたい。

本件は、4の内容にあるように、既設の電話交換機の交換、データ更新。区役所内の電話機約1,200台の交換・設定・確認を主な工事内容とするものである。

次に39ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、特命随意契約としたものである。

競争入札に適さないとした理由は主に2つある。

1つ目は、練馬区庁舎には膨大な回線があり、交換機を更新するには膨大な回線データを把握する必要があり、これらのデータ管理は、当該事業者が特許を有する「回線秘書」により行っていること。

2つ目は、当該事業者以外の業者では年度内に履行が完了しないこと。

これら2つの理由により、特命随意契約としたものである。

説明は以上である。

(委員)

質問等があれば、お願いしたい。

(委員)

そうすると、電話設備更新というのは、色々なシステム上の話もあり、そう簡単に誰でもできるものではないということで良いのか。

(事務局)

そのとおりである。数が余りにも膨大なために、ある程度専門性が高い業者でなくてはならず、区役所においては電通工業が唯一の業者だという判断である。

(庁舎管理係長)

つけ加えると、この工事については、庁舎の動きがとまっている閉庁日、つまり電話の使用がない期間に行わなければならない案件である。

具体的な工期については12月29日から1月3日の年末年始の期間に行うという想定をしておき、1月4日の庁舎の開庁時には全ての回線設定が終わり、正常な状態を維持しなければならない。その短期の間に確実に行わなければならないという判断もあるということである。

(委員)

ほかに意見等はあるか。

(委員)

そうすると、価格の7,700万円という、こちらの妥当性に関しては、区の方としてはどう考えているか。要するに、他社と比較なり何なり競争する余地がないので、価格の決定に際してはどのようなことを留意して契約しているのか教えていただきたい。

(庁舎管理係長)

この案件が発生したときに、他社で同一の交換機を導入できるか否かの打診を行った。その際に、電通工業ほか2者から下見積もりをとっているが、その中で電通工業の見積書が一番安価であったというところである。

(委員)

そうすると、最初に電通工業のこの方式を区で採用したときから、特命随意契約という方向

は決まっていたことになるのか。

（庁舎管理係長）

電通工業については、基本的に年間を通じて、区の電話機の保守契約を結んでいる会社である。選定に当たっては、基本的にはプロポーザル方式により行っている。保守契約そのものは特命随意契約ではない。

（委員）

それは、ほかの業者でも可能であるということか。

（庁舎管理係長）

そのとおりである。

（委員）

理解した。ほかに何もないければ、この件については適正に執行されているという判断で良いか。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件5 練馬区立石神井東中学校トイレ改修工事

（事務局）

資料2-5、41ページをお願いしたい。

審議案件の5番、練馬区立石神井東中学校トイレ改修工事についてである。

本件は、石神井東中学校校舎のトイレ老朽化に伴う改修工事を行うものである。

契約方法は、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、立花建設株式会社との特命随意契約としたものである。

次に、競争入札に適さないものとした理由について説明する。

43ページの業者指定理由書と45ページの配置図を併せてご覧いただきたい。

石神井東中学校では、本件工事とは別に平成27年10月から平成29年11月末までの工期で「屋内運動場およびプール改築等工事」（14億9千9百4万円）が行われている。

施工しているのは、当該事業者が筆頭の立花・増島・春日建設共同企業体である。

この工事と本件の工期が重なることにより、次の問題が生じる。

1つ目が、業者指定理由書「2の指定の理由」3段落目の「そのため」以降に記載しているが、2つの工事の車両の搬入路が重複し、登下校の生徒の動線とも重なることなどにより、生徒の安全確保が困難となることである。

45ページの配置図の青い矢印が搬入路である。2カ所ある搬入路のうち、下の方が生徒の

登下校に使用する正門である。

2つ目が、業者指定理由書「2の指定の理由」下から3段落目の「また、」以降に記載しているが、授業が始まる9月からは、給食車両が出入りするため、資材置き場が狭小となり、屋内運動場およびプール改築等工事の資材置き場と兼用する必要が生じることである。

45ページの配置図の中央部分よりやや上側の「資材置き場」とある部分である。

これらの問題に対処するためには、2つの工事の工程と資材の車両搬入経路等を調整し、施工する必要があるが、当該事業者が対処できる唯一の業者となる。

以上の理由により、本件は当該事業者との特命随意契約としたものである。

説明は以上である。

(委員)

質問等があれば、お願いしたい。

(委員)

そうすると、こちらの学校ではプールの改築工事とトイレの改修工事は同時に重なって行っているという理解で良いか。

(施設整備課長)

そのとおりである。

(委員)

同時にやるから同じ業者の方が望ましいというようなニュアンスだったが、そうすると、それらをまとめて一般競争入札というようなわけにはいかないのか。あくまでもプールはプール、トイレはトイレで別にやらなければいけないような話なのか。

(施設整備課長)

プール工事は、平成27年からスタートしている。一方トイレ改修工事がスタートしたのは今年度である。平成27年の当初からトイレの改修についてもこの時期にやるということが決定していればプール工事とまとめられたのだが、そのときはまだ確定していなかったということである。

(委員)

後になって、トイレも直さなければならなくなったということか。追加で必要が生じたという理解で良いのか。

(施設整備課長)

そのとおりである。

(委員)

こちらの中学に関しては、順天堂の病院の増設の後との関係で、たしか体育館やプールを移

すということになっていたと思うが、トイレ改修工事があるこの校舎自体は移るのか。

（施設整備課長）

校舎自体は、移設するということはない。配置図の左下に、既存屋内運動場とプール、体育倉庫がある。これら三つの施設は敷地の北西側に新たに建設しており、既存の施設については解体する。

（委員）

校舎自体はこのまま残るということで理解した。

（委員）

予定価格等の金額の算定はどのように行われたか教えていただきたい。

（施設整備課長）

金額に関しては、こちらでも積算後に確認を行っているため、適正な価格になっている。

（委員）

将来、例えばこの既存の運動場、あるいは体育館とプールの取り壊しなども、またさらに工事として入ってくるのか。

（施設整備課長）

既に解体工事に取りかかっている。

（委員）

もう取りかかっているのか。

（経理用地課長）

補足で説明する。今回の案件は話にあったように病院に関係している。順序としては、45ページの図面の赤く囲ってあるところの屋内運動場およびプール、ここに新しい体育館とプールと、今はない武道場を建てる。こちらはもうできており、既に使用している。その上で、その下にある既存屋内運動場と既存プール、これらを解体する。解体の工事を今やっているところである。

解体が終わったら、今、屋内運動場、プールがあるところに、病院の増築棟を建てるという順番でやっていく。ちなみに、新しい病院は区が施工するのではなく、順天堂が発注して施工するものである。

（委員）

そうすると、解体工事もこの屋内運動場、プールの業者が請け負っているということか。

（経理用地課長）

今話した新しい病院をつくる方の工事が、順天堂が清水建設と既に契約しているが、解体工事については、場所が基本的に同じということと工期が重なること等があり、施工は区でやっているが、新しい病院を建てるときに区が特命随意契約で清水建設に発注している。

（委員）

わかった。

（委員）

こちらの工事に当たって、ほぼ同時期だと思うが、別件で、石神井東中学校のトイレ改修機械設備工事というものが存在する。こちらは工事の種類としては給排水衛生工事で、額としても4,000万円ぐらいの工事だが、こちらの方は資料だと富張設備というところが受注していて、特命随意契約でやっているが、富張設備もこのJVの構成員になっているのか。

（施設管理課長）

JVであり、第一順位会社である。こちらの体育館とプールの改修のJVでやっている。同じように、電気も随意契約で契約している。

（委員）

こちらも同じような事情の工事ということになるのか。

（施設管理課長）

そのとおりである。

（経理用地課長）

今、話にあったように、体育館、プールの方が、建築・機械・電気、それぞれJVを組んで発注している。それぞれのJVの第一順位者に、トイレの方の工事もそれぞれ建築・機械・電気ということで発注している。このようなやり方をしている。

（施設管理課長）

電気についてはJVではないと思う。

（経理用地課長）

訂正する。JVではない。

（委員）

通常の場合のトイレ改修は単体で、当然入札制度で行うわけだが、今回の場合には、体育館等の絡みがあるので特命随意契約ということで理解した。

そう考えると、今回の発注は例外的な取り扱いであったものの、ほかの工事との関連で通常の場合とは違うやむを得ない特命随意契約ということになると思うので、特に問題はないということでしょうか。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件6 平成29年度 図書の購入（光が丘図書館外10館分）（単価契約）
（事務局）

資料2-6、47ページをご覧ください。

審議案件の6番、平成29年度 図書の購入（光が丘図書館外10館分）（単価契約）についてである。

本件は、区直営の光が丘図書館と指定管理者が運営する9館1分室の閲覧・貸出用の図書を購入するものである。

契約方法は、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、東京都書店商業組合練馬支部との特命随意契約としたものである。

なお、東京都書店商業組合練馬支部は、練馬区内の書店11店で構成される組合組織である。次に49ページの業者指定理由書をご覧ください。

特命随意契約を行う理由としては主に2つある。

1つ目は、「2指定の理由」の（2）にあるように、「見計らい」による購入が可能なことである。「見計らい」とは、日々大量に出版される図書を一旦納入させ、現物を確認したうえで購入の可否を決定し、購入しない本については返品する方法である。

2つ目が、「2指定の理由」の（3）にあるように、一書店では対応できない、様々な出版社の図書の納品と引き上げを速やかに行うことができることである。

これらに対応できる区内唯一の事業者が当該団体であることから、特命随意契約としたものである。

なお、53ページの石神井図書館、57ページの練馬図書館においても、同様の理由により、特命随意契約を行っている。

次に、雑誌の購入については、63ページの業者指定理由書をご覧ください。

光が丘図書館では、指定管理者が運営する図書館の分も含め、週刊・隔週刊・月刊など、延1,548種にも及ぶ様々な頻度で発行される雑誌を購入している。

当該団体は、これらの雑誌を遅滞なく確実に納品できることに加え、破損・紛失したバックナンバーも速やかに納品できる区内唯一の事業者であることから、特命随意契約としたものである。

67ページの石神井図書館、71ページの練馬図書館においても、同様の理由により、特命随意契約を行っている。

説明は以上である。

（委員）

説明は終わったので、質問等があればお願いしたい。

（委員）

書店商業組合の練馬支部について、聞き漏らしていたら申し訳ないが、何店舗が加入しているのか。

（事務局）

区内の書店11店舗で構成する団体である。

（委員）

区内11店舗というと、率的には何%ぐらいカバーしているのか。
11業者ではなく、11店舗になるのか。

（光が丘図書館長）

加入率は32%である。

（事務局）

34事業者が区内にある。34事業者のうちの11事業者という意味である。

（委員）

理解した。組合を通じて購入しているということは、ある意味では11店舗から共同して買っているというような意味か。

（光が丘図書館長）

加入している店舗から、それぞれ図書館が契約してということである。

（委員）

実際には、組合はおそらく、契約の当事者にはなれないかもしれないので、組合を通して組合員の書店業者から購入しているという形になるのか。

（事務局）

契約の相手方が東京書店の組合である。そこを通して、各個店からそれぞれの得意分野の出版社の本を図書館に納入させるということである。

（委員）

了解した。その方式は、ずっと前から行われていることか。本には全て定価がついているが、そこから一律10%引きということについてである。

（光が丘図書館長）

そのとおりである。

（委員）

10%引きという価格については、変える余地はないのか。あまり価格を下げろというわけではないが、安ければ安い方がいいとも思う。

(光が丘図書館長)

交渉の結果、例年10%引きという価格になっている。

(経理用地課長)

67ページをご覧いただきたいが、雑誌については7%引きになっている。10%引きや、7%引きではどうなのだろうという話だと思うが、ほかの自治体の事例では、これよりも割引率が高いところがないわけではない。もう少し、これよりも十数%というところで、割引が高いところも存在するので、価格の交渉等は引き続きやっていく必要があるのではないかと感じている。なかなかそう極端に20~30%引きになるというのは難しいと思うが、引き続き交渉していく必要があると思う。

(委員)

相手方が一つしかないため、交渉といってもなかなか難しい事情は理解できる。

(経理用地課長)

確かに、なかなか難しいところがある。

(委員)

この契約の相手方は、東京都書店商業組合というのが正式名称か。

(光が丘図書館長)

東京都書店商業組合練馬支部である。

(委員)

それは法人格を有している組合か、それとも任意団体か。

(光が丘図書館長)

把握しておらず、この場ですぐ答えることができない。申し訳ない。

(委員)

それでは、練馬支部というのも、それがどういう位置づけかはわからないということか。

(光が丘図書館長)

そのとおりである。

(委員)

この件については、毎回の入札監視委員会で意見が出ているところである。いろいろな状況

があると思うが、区内業者の育成という点も理由として大きいのか。

（経理用地課長）

ありていに言えば、それは大きいと思う。区内の書店自体も一時と比べて減っている状況もある中で、区内の書店に何とか発注をといるところは、この特命随意契約にした理由としては、大きな部分を占めているところがあると思う。

（委員）

わかった。それから、価格の10%引き、7%引きのところの、この7%についてもずっと変わらないのか。

（光が丘図書館長）

特に変わっていない。

（委員）

わかった。それではこの件については、色々な意見があったが、特に問題はないということで、今後の推移を見ていくということによいか。

（異議なし）

★委員会最終意見

様々な意見はあったが、契約は問題なく行われている。

●案件7 平成29年度 保育園の清掃（その1）

（事務局）

資料2-7、75ページをご覧ください。

審議案件の7番、平成29年度 保育園の清掃（その1）についてである。

77ページの仕様書をご覧ください。

保育園は、乳幼児が生活する場であり、給食調理も行っていることから、ほかの区立施設以上に清潔さが求められる。そのため、4の清掃内容にあるように、きめ細かく清掃内容を定め、良好な保育環境を維持し、乳幼児が安全安心に生活できるよう専門業者に清掃を委託することとしている。

次に79ページの公告書をご覧ください。

本件は、9入札参加条件の（2）にあるように、共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を行った。

また、9入札参加条件の（3）にあるように、本件の28年度受注事業者以外の事業者がほかの建物清掃を受注した場合は、本件入札参加資格を取り消す受注制限を設定している。

なお、本件の28年度受注事業者は、関東ビルメンテナンス株式会社である。

75ページの入札経過調書にお戻りいただきたい。

入札には26者から参加申請があり、開札の結果、1者がほかの建物清掃業務を受注したこ

とから受注制限により無効、25者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた株式会社諏訪サービス社が、1千3百48万4千8百60円（税込1千4百56万3千6百48円）で落札した。

本件のように年度を通じて業務があり、かつ予定価格が高額な案件には、質の高い履行を確保するなどの理由により、受注制限を設定している。したがって、前年度の実績事業者以外は、2件以上の受注をすることができない。受注を増やすには、毎年1件ずつ受注実績を増やしていく必要がある。

そのため、本件落札事業者の諏訪サービス社は、既に受注している旧光が丘第七小学校総合管理業務委託に加えて、本件の受注を目指し、昨年度、本件入札に参加したが、開札の結果は、関東ビルメンテナンス株式会社に次ぐ2番札だった。

そこで、今年度は、より競争力のある価格で応札したことから落札に繋がり、結果として落札率が低くなったものと考えられる。

次に、履行の品質の確保についてである。

81ページの履行体制チェックシートをご覧いただきたい。

区では、1,000万円以上の建物清掃の契約にあたり、受託事業者に履行開始前と履行から半期が経過した時点で履行体制チェックシートの提出と区のヒアリングに応じることを義務付けている。

したがって、この取り組みにより、業務の適法かつ適切な履行については担保できているものとする。

最後に、保育園の清掃（その2）との違いについてである。

83ページと93ページの保育園一覧をご覧いただきたい。

区では、区立の保育園を60園設置している。

本件業務を、区が指定する時期に全60園全てで履行できる区内業者はごく限られているものとする。また、仮に履行できたとしても、作業単価の上昇や、履行の品質が保たれないことなどが懸念される。

そのため、保育園の清掃にかかる業務については、2つに分けて発注しているものである。

なお、分け方としては、区の東部に位置する29園と西部に位置する31園で、東西に二分する形としている。

したがって、保育園の清掃（その1）と（その2）では園の数以外の差異はない。

説明は以上である。

（委員）

質問等があればお願いしたい。

（委員）

83ページの東側、それから、93ページの西側と二つに分けていることの説明をいただいたが、東側の方が園の数が少なく、床面積が少ないにもかかわらず、西側よりも予定価格が高いことは何か理由があるのか。

（子育て支援課長）

明確な理由ははっきりとはしないので、あくまで推測ということになるが、保育園の場合は、通常の施設やオフィスビルと異なり、保育園を運営しながら清掃を行わなければならないという大前提がある。その際にも、例えば、保育中の部屋については、当然子どもがいるから清掃できないことになり、また、昼寝の時間は音が出る作業ができないということがある。あるいは、園によっては、園児の登園率の低い土曜日でないとか、さまざまな個別の要望等がある。数量的には先ほど委員が指摘したとおりでと思うが、数量以外のそういうさまざまな要因があり、そういうものを踏まえていく中で、このような結果になったのかなと考えている。

（委員）

もう1点よいか。落札率が（その1）の方が（その2）よりも低く、開きがある。これは（その1）を落札した諏訪サービスに両方の業務をやってもらおうと、もう少し費用が節約になると思う部分もある。契約を二つに分ける理由については今説明をいただいたが、維持した方がいいルールなのか。

（事務局）

区内事業者で履行可能なところが限定的だということがあるので、二分しているが、今話のあった落札率の違いということについては、（その1）は関東ビルメンテナンスから諏訪サービスが仕事を平たく言うと競争力をもって勝ち取ったという形である。

（その2）については、昨年度の実績業者が今年度も受託しているということで、そこまで競争が激しくなかったという結果である。仕事を取りたいという事業者でいうと、79ページを再度ご覧いただきたいが、9の（3）のところに、受注制限をしている施設名の一覧がある。

こちらの練馬区立総合体育館維持管理、学校教育支援センターの管理運営および関区民センターの清掃委託についても本件と同じように事業者が入れかわっており、これら4件については競争性が高く、落札率が低目に出ているという傾向がある。

（委員）

そうすると、（その1）の方の業務については、今回は諏訪サービス社が取り、次年度は優先的に諏訪サービス社になる可能性があるということか。

（事務局）

今回、諏訪サービス社については、平成29年度に（その1）と、旧光が丘第七小学校の清掃も受託しているので、こちらの2件については、入札に無条件に参加できるということである。

今の受注制限の理屈でいくと、仕事を取りたければ、毎年一件ずつ増やしていくことは可能になる。ただ、来年も入札なので、3件とも取れるかどうかといったところは、結果次第である。

（経理用地課長）

端的に言うと、今年度実績を一つつくったので、来年度の入札には参加できる。次回また落札できるかどうかは別として、入札に参加する資格は、今回落札したことで得られるということである。

（委員）

そうすると、業者についても、今回は諏訪サービスが一番低価格だったが、あとはSEC、関東ビルメンテナンス、ユニオンサービスも比較的低い価格で入札を行い、実績づくりに応じてきているのかなと感じるが、これらの業者が（その2）に応札するという事はなかったのか。

最終的に諏訪サービス社が一番低い額ではあったが、4、5者が同じぐらいの値段で並んでいるので、どの業者も実績を得るために（その1）では応札していたのかなというふうに思う。

（経理用地課長）

85～86ページをご覧いただきたい。これが（その2）の経過調書である。

例えば、SECについて言うと、86ページの20番で札を入れている。落札はできなかったが、入札には参加しているという形である。

（委員）

一つ伺いたい。本件のような場合、区の積算については、各施設の事情で積み重ねていった結果をもって予定価格を出すという方法なのか。

（子育て支援課長）

基本的にはそうだが、事業者によってはまちまちだと思う。

各施設で幾らというような形でそれを積み上げているのかなと思っている。

（委員）

事業者ではなく、区の積算についてである。

（経理用地課長）

区の方の予定価格の積算はどうなっているか。

（子育て支援課長）

区の積算は、先ほど話したように、かなり複雑な積算になるので、基本的には事業者から見積書を取って、それを参考にしている。

（委員）

何者から見積もりを取っているのか。

（子育て支援課長）

（その1）（その2）でそれぞれ1者、要するに昨年度受注した事業者から下見積もりという形で取っている。

（委員）

見積もりを取った1者については、今回の入札参加は当然しているのか。

（子育て支援課長）

している。今回、見積もりをとっているのは、（その1）については、昨年受注していた関東ビルメンテナンスである。今回は第3位になっていると思うが、こちらから見積もりを取っている。それから、（その2）については、株式会社トリートップである。昨年度受注していたので、下見積もりを取り、今回の入札の結果、引き続き受注しているという形である。

（委員）

見積もり業者が1者でよいというのは、事業として何らかの判断があってそうしているのか。

（子育て支援課長）

明確な根拠があってそうしているわけではないが、従来、こちらの委託については、そういうやり方で見積もりをとっていたという経緯がある。

ただ、今後それがいいのかどうかというところもあるので、来年度に向けては一定程度検討を行い、実施していきたいと思っている。

（経理用地課長）

今話があったように、1者というところと、あとは見積もりのとり方についても、例えば単価で見積もりをとるということもあると思うので、それも含めて見直しを考えていきたいと思う。

（委員）

わかった。この件については、今後とも区の積算に関しては十分偏りのないように判断して積算してほしいと思う。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件8 練馬区立石神井小学校仮設校舎等の賃貸借

（事務局）

資料2-8、95ページをご覧ください。

審議案件の8番、練馬区立石神井小学校仮設校舎等の賃貸借についてである。

97ページの公表書をご覧ください。

本件は、石神井小学校校舎の改築に伴い、工事期間中に使用するプレハブの仮設校舎を平成30年3月1日から平成33年1月31日までの間、リース契約により設置するものである。

また、1年間における支出予定額が1,000万円以上の賃貸借契約となるため、練馬区希望制指名競争入札実施要綱に基づき、区内事業者、および共同運営格付けがAランクの区外事業者

を対象に、希望制指名競争入札を実施した。

希望制指名競争入札とは、指名競争入札の実施を公表し、事業者から指名希望を募ったうえで入札参加者を指名する入札方法である。

95ページの入札経過調書にお戻りいただきたい。

指名希望は11者からあり、全者を指名した。

開札の結果、6者が辞退、5者が応札し、予定価格以内で最も低い価格で札をいれた大和リース株式会社東京本店が3億6千9百40万円（税込3億9千8百95万2千円）で落札した。

なお、平成28年度第2回の本委員会において、本件と同様の案件である「練馬区立下石神井小学校仮設校舎等の賃貸借」についても本件と同様の理由により抽出され、審議していただいている。その際、「予定価格を高めを設定すると、それだけ区の予算を占めることとなるので、複数者から見積もりを取り、予定価格について精査してもらいたい。」との意見をいただいた。

次に107ページの金額の比較表をご覧ください。

昨年度いただいた意見を踏まえ、主管課では、発注前の平成29年の3月に、3者から下見積もりを取り、精査したうえで予定価格の設定をした。

しかしながら、開札の結果は、先ほど申し上げた通り、かなりの低落札率となったものである。低落札率となった理由については、入札を行うと競争性が出ることから、落札事業者は、過去の同種のリース契約の落札金額なども参考にしようとして、かなり低い金額で入札したのではないかと推測される。

また、本件は、最低制限価格を設定しない賃貸者契約であることから、結果として落札率が低くなったものと考えられる。

昨年度と同様の理由になるが、この二点が現状考える理由となる。

次に参考として、109ページをご覧ください。

過去5年の落札率等をまとめた資料になるので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

(委員)

説明が終わったので、質問等があればお願いしたい。

(委員)

繰り返しになるかもしれないが、予定価格自体はどのように決めたのか。

(事務局)

107ページをご覧ください。3者見積もりを取ったので、こちらの金額を参考に予定価格を設定している。

(委員)

郡リースと立川ハウスと内藤ハウスの3者から見積もりを取り、数字が出てきたということか。立川ハウスは、95ページを見ると5億円で札を入れていることになるのか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

見積もり金額と入札額に大分差があるように感じるが、そのあたりはどうなっているのか。

（施設給食課長）

競争性というところで言うと、事前にとった見積もり額に比べて、どの業者も大分低い価格で入札してきたように思う。

（委員）

立川ハウスに限らず、郡リースも見積もり額と入札額に差がある。そう考えると、この方式で予定価格を設定しても、見積もり額と入札額では全然違う数字が出てくるのが最初から予想されるので、あまり良いやり方ではないのではないかというふうにも思う。

（施設給食課長）

見積もりを取るのは当然こちらの方で行うが、それに基づいて予定価格の設定をしなければならない。こちらは設計の事業者を通じて見積額を取っている。

入札にあたっては、その設計の事業者と関連のある事業者だったりするケースと、それ以外の業者も札を入れてくるケースもあるので、適正な予定金額の設定という点については、なかなか一概に言うことが難しい。学校の改築にかかわることなので、どうしても入札不調だけは避けたいというところはあるが、何とかこちらでも精査して金額の設定はしたいと思っている。

（経理用地課長）

前回、見積もりの段階だとあまり仕様が確定しないから、直前だったらもう少しきちんとした、実際に入札の金額に近い見積もりが出るのではないかというような意見をいただいた。今回、それを踏まえて発注前に見積もりを取った。

若干は違ったものの、結果的には余り変わらなかったというのが実際のところである。今回、このような結果が出たので、今後どのような形で予定価格を設定していくかという問題がある。

確かに、これまでの実績で言うと、ここからさらに落として予定価格を設定しても、恐らく大丈夫だろうと思う。ただ、どのぐらいの率で落とせばいいのかというようなところも含めて、その辺の金額の見方がなかなか難しい部分がある。現段階で、こういう方法をすればよりきちんとした予定価格が設定されるというのは、はっきりと見つかっていないのが正直なところだが、引き続きより良い方法を検討していきたいと思っている。

（委員）

学校ではなくて民間の賃貸、オフィスビルとかマンションだと、いわゆる建築の平米単価という、相場があると思う。

今回もいわゆる最終の建物ではなく仮設のものなので、どの程度の設備、資材を使って、どの程度の仕様でというのはある程度わかると思うので、それほど複雑な見積もりではないと思

う。

ある程度、相場的なものもあるだろうし、あとは学校もたくさんあるわけで、仮設校舎をつくったのは初めてではないと思う。その辺の過去のものを見ると、大体、何教室であれば幾らぐらいというような、ある程度相場というのは、区内でも情報としてあってしかるべきであると思う。

そのあたりを参考にすれば、もう少し実態に近い数字は出るのではないかと考えるが、いかがか。

（施設給食課長）

ちょうど109ページにもあるが、ここ数年、仮設校舎の賃貸借ということで、実績も増えてきているので、こちらもこの状況も見ながら、積算の方は精査を深めていきたいと思っている。

（経理用地課長）

例えば平米単価でいったどのぐらいかというのは、参考にできる部分もあるかと思うので、そういったところも含めて考えていきたい。

（委員）

107ページで見ると、3者の見積もりや区の予定価格等と、実際の第2、第3、第4順位の入札価格を比較すると、価格が下がっている。

もう少し精査の余地があると考えられるので、積算についてもシビアに行い、さらなる契約の適正化に努めていただければと思う。ただ、複数者から見積もりを取るということは、これからは必要なことだろうと思うので、その辺は留意してほしい。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件9 大泉学園町福祉園通園用リフトバス、および大泉学園町福祉園重症心身障害者通園事業用リフトバスの運行委託

（事務局）

資料2-9、111ページをお願いしたい。

審議案件の9番、大泉学園町福祉園通園用リフトバス、および大泉学園町福祉園重症心身障害者通園事業用リフトバスの運行委託についてである。

本件は、大泉学園町福祉園に通園する重度の心身障害者の送迎等に使用するリフト付きバス5台の運行を委託するものである。

117ページと119ページにリフト付きバスの写真があるのでご覧いただきたい。

車いすに乗ったまま、バスに乗降できるリフトを装備しており、車内も複数台の車いすが固定できる特殊な車両となっている。

111ページの入札経過調書にお戻りいただきたい。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、3千万円以上の案件であるため、9社を指名（共同運営格付がAまたはB）する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6者辞退、1者不参、残る2者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた東京福祉バス株式会社が、6千8万4千円（税込6千4百89万720円）で落札した。

落札率が高くなった理由は、ほかの指名事業者の辞退理由が、人員の確保が困難であるため、指定の車両が用意できないため、などであり、結果として、予定価格以内で応札した事業者が東京福祉バス株式会社の1者のみであったことである。加えて、本件の昨年度の受託事業者が東京福祉バス株式会社であり、当該事業者の下見積りの価格と同額で予定価格を設定したことが原因と考える。

本件のように、特殊な車両で運行を請け負える事業者が少ないため、下見積りをとれる事業者が少ない状況ではあるが、今後は複数見積りを取り、適正な予定価格とすることを徹底する。

説明は以上である。

（委員）

それでは、質問をお願いしたい。

（委員）

バスの所有権はどこになるのか。

（大泉学園町福祉園長）

東京福祉バスの事業者になる。

（委員）

事業者がバスも用意するということか。そうすると、バスの用意と、運転や利用者の乗り降りの介助も含めてお願いしているのか。

（大泉学園町福祉園長）

そのとおりである。運行管理も含めてやってもらっている。

（委員）

了解した。

（委員）

2番札の武州交通は7,800万円だから、予定価格を超えているので、そもそも契約できないということか。結果として、資格がある札は1者しかなかったということによいか。

（大泉学園町福祉園長）

そのとおりである。

(委員)

要は、なかなかできる事業者がないということか。

(委員)

そういう事情があるように思う。

(大泉学園町福祉園長)

そのとおりである。

(委員)

ほかに質問がなければ、たまたま落札率が高くなったということで、特に問題ないという形で委員会の意見としたいと思う。

(異議なし)

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件10 平成29年度 小学校移動教室【下田】バス借上げ（単価契約）

(事務局)

資料2-10、121ページをご覧ください。

審議案件の10番、平成29年度 小学校移動教室【下田】バス借上げ（単価契約）についてである。

131ページの仕様書をご覧ください。

本件は、下田の校外宿泊施設で体験学習を行う小学校5・6年生の移動教室で使用する大型バスの手配と、实地踏査を含むバスの運行业務を委託するものである。

121ページの見積経過調書にお戻りいただきたい。あわせて123ページの見積書もご覧ください。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、3千万円以上の案件であるため、9社を指名（旅行业務の共同運営格付がA～C）し、5年生、6年生、实地踏査とバスの単価も複数となることから、バス1台当たりの各単価に予定台数を乗じた総額での見積額を提示させる見積もり合わせによる競争を実施した。

見積もり合わせの結果、3者が辞退、2者が不参、残る4者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格を提示した寿観光株式会社を契約事業者としたものである。

関連して、本件以外に行き先が異なるが、仕様がほぼ同じ案件が3件ある。

見積もり合わせの結果のみ説明する。

135ページの見積経過調書をご覧ください。

小学校移動教室【岩井】バス借上げ（単価契約）については、寿観光株式会社を契約事業者とした。

次に、147ページの見積経過調書をご覧いただきたい。

小学校移動教室【軽井沢】バス借上げ（単価契約）については、太平観光株式会社を契約事業者とした。

最後に、161ページの見積経過調書をご覧いただきたい。

小学校移動教室【武石】バス借上げ（単価契約）については、太平観光株式会社を契約事業者とした。

次に173ページをご覧いただきたい。

本件の受託事業者とほかの事業者とのバス借上単価の差額についてまとめた資料となる。

契約事業者と2番目に低い単価を提示した事業者の差額を見ると、下田の6年生（3泊4日）の場合、寿観光と富士トラベル東京の差額は、27,100円、5年生（2泊3日）の場合の差額は、37,100円となる。

このように見ていくと、契約事業者の単価と2番目に低い単価は、概ね20%の範囲内に収まっている。

したがって、契約事業者が提示した単価は、著しく低い金額ではないものとする。

次に175ページをご覧いただきたい。

関東運輸局の公示の抜粋である。

貸し切りバスの運賃は、安全コストが適切に反映されるように、原則として国が公示する上限額と下限額の範囲内とすることが法令により定められている。

本件の場合、上段の運賃のキロ制運賃および時間制運賃のいずれにおいても、大型車の上限額と下限額の範囲内である必要がある。

次に177ページをご覧いただきたい。

寿観光が落札後に主管課に提出した下田の積算書である。

右上に1時間当たり5,400円、1km当たり120円とあり、いずれも公示額の範囲内となっている。

次に178ページをご覧いただきたい。こちらは、岩井の積算書である。

こちら、公示額の範囲内となっている。

次に179ページをご覧いただきたい。

太平観光が落札後に主管課に提出した軽井沢の積算書である。

上から3行目に時間制運賃およびキロ制運賃の記載があり、公示の下限額で積算している。

181ページの武石についても同様に下限額となっている。

ご確認いただいたように、いずれの案件も国が公示する上限額と下限額の範囲内となっていることから、適正な運賃設定であり、安全コストも確保されているものとする。

説明は以上である。

(委員)

説明が終わったので、質問等があればお願いしたい。

(委員)

価格の設定は適正に行われているという印象を受けた。あとは、運行の時間について、車のことなので予想外に時間がかかることもあり得ると思うが、そのあたりを事務的に管理できる

ようになっているのか。要は、事業者が出してきた数字に間違いがないかどうかということである。

（少年自然の家・学校保健係長）

標準旅程内有料施設料金表というものを業者に示している。それは仕様の中で、仕様の10（3）①で示されているが、その中で行程を組んだ場合、最大限で組んだとしても、ここで示されている時間の範囲内で終わるということで組み立てをしてもらっているため、内容的には時間をクリアしていると理解している。

（委員）

一つ伺いたいですが、例えば交通事故などで必要以上に時間がかかってしまうような、要は超過が出た場合は、追加でお金を払うことはあるのか。

（少年自然の家・学校保健係長）

基本的に想定外の話なので、状況によっては応相談ということになる。仕様書の中では特別な事情があった場合と記している。ただし、交通事故の場合は、基本的には業者持ちという理解である。

（委員）

事故だけではなくて、渋滞も同じ考え方か。

（少年自然の家・学校保健係長）

そのとおりである。

（委員）

こういったバスの借上げというのは事故が多発しており、運輸局もきちんとした基準を持っていて、その範囲内の料金でなければ認められない。当然、行政である区の方もそのような取扱いでやっていると思う。そういう意味だと、見積もり合わせにしても、不当な価格の下げ方は最初からできないというところがある。

（委員）

見積もり合わせの金額を見ると、寿観光と富士トラベル東京は非常に安くなっているが、この移動教室実施上、運転の不安等の問題はなかったと考えて良いか。

（施設給食課長）

移動教室の実施に当たり、特段の支障はない。

（委員）

先ほど委員長の発言にあったとおり、バスの事故を最近よく見聞きする。安全管理に関しては、お金にはかえがたいところだと思うので、ぜひ、よくチェックしていただきたいと思う。

（経理用地課長）

バスの借上げについては、業界の方に一つ星や二つ星といった基準があったと思うが、そのあたりはどうか。

（少年自然の家・学校保健係長）

セーフティーバスの件については、今回の小学校移動教室では、予算の関係もあり、見積金額が上がってしまうという話があったので、取り入れていない。ただ、仕様の7の注意事項の中で、運行前点検であるとか、常識的などころは全て網羅されているので、今回については、こちらで安全性がクリアされていると理解している。

（委員）

それでは、この件については、適正に執行されているという判断でよいか。

（異議なし）

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

■平成29年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について

（事務局）

資料7、8および9に基づき説明

（委員）

これは質問でも何でもないが、特命随意契約のボリュームが段々多くなってきているように思う。勿論それぞれ事情があると思うが、これからも増えていくのではないかと思う。いつかそのあたりについて、もう一度見直す必要があるのかもしれない。

（経理用地課長）

今後の発注については、極力そこは考えていかなければいけないという部分はある。また、特命随意契約については、経理用地課協議ということでこちらに回ってくるので、その都度、内容については当然チェックを行い、競争入札に移行したケースもある。競争入札の割合をどんどん増やしていくというのなかなか難しいところがあるが、そのような日常的なチェックも含めて、これからもしっかりとやっていく必要があると考えているところである。

（委員）

理解した。

■公共工事における入札・契約制度の見直しについて

（経理用地課長）

資料10に基づき説明

■その他

（事務局）

次回定例会開催日は来年7月の予定となっている。

今年度については、現在のところ臨時会の開催予定はないが、急きょ臨時会開催の案件が出た場合は改めて各委員の方々と日程の調整を行う。